

墨田区告示第 3 3 3 号

「墨田区北斎基金」及び「墨田区文化観光基金」への寄附金の指定
納付受託者より、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条
の 2 の 3 第 3 項の規定による届出があったため、同条第 4 項の規定に
基づき、告示する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

墨田区長 山 本 亨

変更前	名称	住所
	株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
変更後	名称	住所
	株式会社トラストバンク	東京都港区北青山二丁目 1 4 番 4 号